

専 決 処 分 書

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例
別記のとおり

令和4年3月31日

伊丹市長 藤原 保幸

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する
条例（令和4年伊丹市条例第14号）
(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例（昭和29年条例第316号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改める。

15条第27項第2号口」を「附則第15条第26項第2号口」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第27項第3号口」を「附則第15条第26項第3号口」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第24項を第23項とし、第25項を第24項とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の右に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

(都市計画税に関する条例の一部改正)

第2条 都市計画税に関する条例（昭和32年条例第411号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第7項中「100分の5」の右に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第19項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1

条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）
附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課す
る固定資産税については、なお従前の例による。